

施設ご利用上の注意

皆様に心地よく安全にご利用いただくため、次のことにご留意ください。

- ・ 利用許可証を職員に提示してください。
- ・ 利用許可を受けた施設、及び設備・備品以外の利用はご遠慮ください。
- ・ 準備・後片付けは利用許可時間内にお済ませください。
- ・ 施設の収容定員を超える入場はご遠慮ください。
- ・ 秩序保持のため利用責任者を置き、必要に応じて整理員を配置してください。
- ・ 火災、盗難予防に留意し、当会館への入館者に対する安全確保に努めてください。
- ・ 無許可での物品販売や、飲食物の持込はご遠慮ください。
- ・ 壁・柱等への張り紙、及び釘打ち等をしないでください。
- ・ その他、会館係員の指示に従ってください。
- ・ 会館周辺には十分な駐車場がありませんので、なるべく公共交通機関を利用しご来館ください。また、主催者は必要に応じ駐車場整理員を配置してください。

（ 入場者に周知していただくこと ）

- ・ 所定の場所以外に立ち入ることはできません。
- ・ 大・小ホールでの飲食はできません。
- ・ 会館内の飲食・喫煙は所定の場所で行ってください。
- ・ 施設をき損、または汚損するおそれのある行為をさせないでください。
- ・ 騒音または大声を発するなど、他人に迷惑を及ぼす行為をさせないでください。
- ・ 危険物または動物（身体障がい者補助犬を除く）を持ち込ませないでください。

次の場合は、施設の利用許可は出来ません。

すでに許可していても許可を取り消すことがございます。

- ・ 許可を受けた目的以外での会館利用の場合。
- ・ 会館利用の権利を他人に譲渡、若しくは転貸した場合。
- ・ 許可された利用条件に違反した場合。
- ・ 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合。
- ・ 会館施設または設備等を損傷するおそれがあると認められる場合。
- ・ 集団的、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合。
- ・ その他会館の管理上支障があると認められる場合。

※ 法律に抵触する行為、市民から苦情が寄せられるような行為は硬くお断りします。

既に納付いただいた使用料の払戻しは出来ません。下記の場合のみ、払戻しを致します。

- ・ 会館の管理上、その利用許可を取り消した場合。
- ・ 災害やその他やむをえない事情で施設等を利用することが出来なかった場合。
- ・ 定められた期日までに、利用者の自己都合により利用変更・取消をした場合。
申し出の時期により使用料の還付額が異なり、変更日・取消し日（変更・取消申請受理日）が定められた期日を過ぎますと、既に納付いただいた使用料はお返しできませんのでご注意ください。
- ・ 入金前に利用取消しを行った場合でも、申請の期日によっては、使用料金をいただきます。

※ 当日宣伝等、商業活動とみなされる御利用のあった場合は、追徴で料金をいただきます。

不明な点がございましたら、下記にお問合せください。

日田市民文化会館

Tel : 0973-25-5000

Fax : 0973-25-5001